

司会

沖縄県副知事牧野浩隆でした。

それでは、基調講演です。演題は、「国民保護のしくみと地方自治体の役割」、講師は総務省消防庁国民保護室長青木信之様です。

青木様は、長野県出身で、東京大学法学部卒業後自治省へ入省、自治省財務局、大臣官房企画室などを経て、大分県や埼玉県へ出向し、平成14年に埼玉県副知事に就任、その後、総務省自治財政局地域企業経営企画室長を経て、平成17年1月より現職に就いておられます。

それでは、皆さん、大きな拍手でお迎えください。青木信之様です。

基調講演

国民保護のしくみと地方自治体の役割

総務省消防庁国民保護室長 青木信之

ご紹介いただきました、消防庁の青木と申します。本日はこの国民保護フォーラム、沖縄県といっても広いわけでありまして、沖縄県の各地から、この場においでいただきまして、私どものお話も聞いていただけるということ、参加している者として大変ありがたいなというふうに思っております。

私の持ち時間は30分でありますので、この30分の中で少しでもわかりやすく皆様方にご説明をさせていただきたいというふうに思います。「国民保護のしくみと地方自治体の役割」ということであります。

パワーポイントを次のスライドに変えていただけますか。

「国民保護」という言葉は、今日おいで

の皆様方は何のことかというふうにご理解いただいているものと思いますが、よく考えてみるとなかなかわかりにくい言葉であります。私も名刺交換をすると、「生活保護は厚生労働省の仕事だったんじゃないですか」とかと言われるようなこともあります。何から国民を守るのか、国民の何の法益を守るのか、そのことを明らかにしてない言葉なので、多少わかりづらいわけでありませんが、武力攻撃、あるいは大規模なテロが起きたときに国民の命を守る、国民の身体を守る、国民の財産を守る、そういう仕組みだというわけでありまして、ただ、そういうふうに言いますと、「それは自衛隊とか治安当局、警察の仕事ではないんですか」というふうに言われる方もまた多いわけでありまして、いやいや、もちろんそういうことなただけけれども、それ以外に避難をするといったような、国民にお願いしないければいけないようなことがあるでしょうという話をするとき、みんな必ずしも腑に落ちないような顔をされるわけですが、ただ、よく考えていただきたいのは、自然災害のとき、津波が来ればみんな逃げます。川があふれそうになればみんな避難をします。テロが起きたときに避難するというのは普通の事なわけでありまして。従って、その武力攻撃等で大規模なテロが起きたときに、円滑に迅速に避難をすると、そうしたことをどうやって進めていくか、これは大変重要な課題だろうというふうに思っているわけでありまして。

平成16年の6月に、この国民保護法が成立をいたしましたわけでありまして。国会でいろんな議論がありました。法案の修正もなさ

れました。その結果、9割の国会議員の先生方の賛同を得て法律ができたわけであり、法制を持ってこの仕組みを運用して、いこうと言うことになったわけであり、また、当然のことながら、そうした武力攻撃を受けるような事態、そうしたことを招かないような最大限の外交努力が当然の前提であります。平和国家日本であり、最大限の外交努力をしていくというのは当然なんです、しかし、それでもあつてはならない事が絶対起きないとは言えないかもしれない。現実には後で申し上げるように、幾つかのテロ事案というのが、我が国周辺においても、我が国においてもあつたということを考えなければいけない。従って、万一の備えをするということが大事であります。

万一の備えをすることによって、いざ事が起きたときに安全度を高めていく、そういう仕組みでありまして、そういう意味においては、自然災害対策と同じものであるわけであり、しかも万一の事が起きたときに、先ほど牧野副知事さんのお話にもございました迎撃ばかりシフトしないで、国民の安全、避難を優先するということ、そのこともこの法律の中に秘められている内容だということ、ご理解いただければというふうに思います。あつてはならない事に対する対処ですから、どうも頭の中で整理がしにくい。それが皆様方もそうだと思います。

このスライドの一番下に書いてある言葉「あつてはならない武力攻撃、でも、なくてはならない国民保護」と、これは私が作った言葉ではありません。こうしたフォー

ラムでいつも一緒にいるある学者の先生の言われる言葉であります。この言葉がそういう矛盾も含めたことを語っている言葉かと思えますけれども、あつてはならないこと、きちっと準備をする、備えをする。そのことが国民にとって重要だということ、ぜひ、ご理解をいただきたいというふうに思います。

実際にどのような事態が想定されているのかということ、国会審議の過程において武力攻撃事態として4つの類型、緊急対処事態、武力攻撃に準ずる対応をしなければいけない類型として4つの類型が国会審議の中で提示をされております。武力攻撃事態としては、着上陸侵襲、航空機による攻撃、弾道ミサイル攻撃、ゲリラコマンドゥーと、なかなか専門用語みたいなのが並んでおりますが、そういう類型があるだろうと、審議の過程で説明がなされました。しかし、この1番、2番は本格的な戦争というイメージでありますから、そう簡単に起きるとはちょっと考えにくい。もしあるとすると、3番、4番のようなかたちのものの方があり得るのかなというふうに我々も思っております。また、いわゆる大規模なテロ、緊急対処事態の類型としても、この4つの類型のまとめ方がいいかどうかという議論はあるかもしれませんが、国会で政府として提示した内容はこの4つの類型であります、見ていただくと、なるほどなというふうにイメージがわくだろうというふうに思います。

原発等をやられるとやっぱり困ります。先頃もロンドンでもテロがありました。その前にはスペインでもテロがありましたけ

れども、多くの人を使う施設、あるいは輸送機関を狙うテロというのもあります。あるいは多くの人を殺傷するものを使う、地下鉄サリン事件は我が国で起きた事件であります。そして、航空機による自爆テロ等もあり得るわけでありまして。現実にあったわけでありまして。こうしたことは本当にあっては困るわけでありまして。

あつては困るけれども、最近の情勢を見て、果たしてどうかということで、このへんはまた次の青山先生のお話の中に多分出てこようかと思っておりますが、最近のテロ事案ということで、本当に主だったものだけまとめさせていただいております。先頃のロンドンのテロ、その前のスペインのテロ、これはどちらもイラクの攻撃が始まって以降の話であります。そして9・11米国の同時多発テロ事件がございました。国際貿易センタービルに飛行機が突っ込む映像、なかなか忘れたくても忘れにくいといいますが、そういう映像だったわけでありまして。そして地下鉄サリン事件、これは化学兵器をテロに使った人類史上最悪のテロ事案であります。最悪のテロ事案がなぜか我が国で起きております。振り返ってみますと、1998年テポドンが隣国から発射されて、日本海、本土を越えて太平洋に落ちるといふこともあったわけでありまして。

9・11のテロに関しては、その後、アメリカの国会の先生方を中心とした調査委員会ができました。レポートをまとめてあります。このレポートの中に同時に日本、韓国、シンガポールの米国施設に飛行機を突っ込ませるといふ選択肢もあり得たといふ表現があります。そういうことからする

と、我が国も全く安心していいということでは少なくともないという状況だろうといふふうには思います。果たして、そういう意味で沖縄がどうかという話は、これはなかなか私どもとしてもコメントしにくいわけでありまして、テロということからすると、正直、沖縄よりもはるかに東京等の方が狙われやすいだろうといふふうには思います。しかしどこで何が起きるかはわからない、というのは備えが必要だろうといふふうには思っているわけでありまして。

そこで具体例を二つだけ申し上げたいと思います。一つは、湾岸戦争のときのイスラエルが弾道ミサイルに対して対処した例であります。6週間で40発ものミサイルの被弾を受けたわけでありまして。幸いといいますが、不幸中ながらということでありましてけれども、全て通常弾頭であったわけでありまして。このミサイルの攻撃で亡くなられた方は、ミサイルそのものでは2人だけでありました。残念ながら心臓発作で亡くなられた方、あるいはガスマスクの取り扱いミスで亡くなられたという方もおられます。しかし、ミサイルの着弾そのものでは2人だけしか亡くなられずに済んでいます。なぜかといふと、イスラエルは石造りの家の国でありますから、サイレンが鳴ると家の奥の方に逃げます。地下室がある人は地下室に逃げます。それだけで尊い命をかなり守ることができたという、その例であります。

ご案内のとおり、我が国の近くの国では、こうしたミサイルはかなり配備されております。そのミサイルの到達距離は1,000kmを超えます。この沖縄はかなり離れていま

すけれども、沖縄までも1,500km届く距離ではあるということで、頭に置く必要はあるのかなというふうに思っております。

次の事案は、だいぶ古い事案で恐縮なんです。96年に、北朝鮮の小型潜水艦が韓国の東海岸に座礁したという事案であります。「江陵(こうりょう)事案」と書いて、「江陵(かんのん)事案」というふうに読みますが、韓国軍6万人が掃討作戦を展開するということでもあります。しかしながら結果として残念ながら一般の民間の方が3人亡くなられるということがございました。この小型潜水艦が発見されて以降、外出禁止令を発令するといったようなことで対応していったわけですが、避難を始めたというのは実際に見つかったから5日後でありました。そのへんが早かったか、遅かったか、けっこう難しい事案だったかもしれません、しかしそういう事態においても、1人でも多くの国民の命を守ることがこの国民保護の仕組みだということで、具体的なイメージが浮かぶようにこのスライドでご説明申し上げたわけであります。

では実際にやらなければいけない仕事とはいったい何なのかということでもあります。このスライドの左側に書いてあります住民の避難、そして避難した住民の救援、また、狙われたら困るような施設の警備を強めて、もしもの事態が起こったときに被害を最小限化する対処、この3つの仕事を国、県、市町村が協力してやっという、そういう仕組みであります。

隣国の韓国では600万人以上の軍民の方が実はいろんなこういう事態になりますと

義務的な責任を負わされております。民防、民間防衛軍とあっておりまして、職場単位、地域単位で、それぞれ何か仕事をしなければいけない仕事が決まっています。例えば、地域では避難誘導をする係、職場では物資を運ぶ係とか、そういうふうに仕事が割り振られておりまして、成年男子の20歳から45歳まで、軍、警察、消防にいない人、予備役も含めて関係がない人は、その仕事をしなければいけなくて、年に何回もそういう訓練をしておりますが、そういう国民に対する仕事の割り振り、何らかの事をお願いするということは、我が国の国民保護の仕組みの中では取り入れておりません。従いまして、仕事をしなければいけないのは地方公共団体、こういう事になっているわけで、都道府県、市町村の仕事はかなり広範囲にわたっております。

実は特に都道府県の仕事に責任がかなり重い部分があるわけであります。例えばミサイルが飛んでくるかもしれない、あるいは近くで武装工作員が何らかの工作をしていて、どうも危ない状況であるといったような場合において、国は警報の発令をします。そしてそれを都道府県に伝え、都道府県は市町村に伝えて、市町村から各住民に伝えていくと。防災行政無線等でお知らせをするということでもあります。そして避難の必要があれば、どこどこ地域の人は避難をしなければいけないということを示して、国が都道府県に指示をします。そして都道府県知事さんが避難の指示、どここの経路で、どういう交通手段で避難をしてくださいという住民に対する避難の指示も都道府県知事の仕事であります。そして現

場での避難の誘導は市町村長さんが消防等を指揮しながら行うと、こういう仕組みになっているわけでありまして、そして同時に、指定地方公共機関と放送事業者にもお願いして、NHKをつければ、あるいは地元放送のテレビをつければそうしたことについての放送が流れている、あるいはテロップが流れているということで、いざという場合において円滑な、迅速な避難等をしていこうというのが、この仕組みなわけがあります。

基本的には、こうした事態が起きますと、事態の認定を国がして、国から県へ、県から市町村へということで仕事は流れていくわけではありますが、もう一つ重要な流れがございます、(次のスライドをお願いします)それは情報の伝達という点に置いては、必ずしも国から県から市町村だけではなくて、逆に地域から東京サイドへという情報伝達の仕組みもこの国民保護法の中に盛り込まれているわけがあります。

何かどうも変なことが起こっているようだ、多くの人死んでいるとかいう事案があったときに、これはもしかしたらテロかもしれないといったような情報を素早くあげていただきたいということも、この国民保護法の一つの仕組みであります。

特にある一カ所で何か起きたようだというときに、同時に別の箇所でも起きているということならば、これはテロだということになります。そういう意味で国民保護を円滑に進めるために、この情報伝達をいかに進めるかということも一つ重要な課題になっているわけでありまして、その点でも都道府県、市町村に役割が、責任が割り振

られているというわけであります。

今申し上げたような仕事を、国、県、市町村、うまく協力してやっていかなければなりません。必ずしも簡単なことではないかもしれませんが、まずは基本的な方針を国が作って、そして都道府県、(次のスライドをお願いします)市町村に計画を作って、お互いすりあわせながら仕事をしていこうと、こういう仕組みになっております。

今年の3月に、国においては国民の保護に関する基本指針なるものを閣議決定がなされたわけでありまして。そしてそれを踏まえて、各県で計画作りが進んでおりまして、都道府県は17年度中に、市町村は18年度中に国民保護計画は作っていただきたいということで、国民保護法制閣僚レベルの会議で申し合わせがなされております。

そうかといって、なかなか新しい取り組みであります。各県での仕事ということも大変だろうということもございまして、消防庁としてモデルとなるような計画をこの3月に都道府県国民保護モデル計画を作成して、各県にご通知をさせていただいております。その間に地元沖縄県も含めましていろいろな県さんとも相談をしまいたったわけでありまして。そしていよいよ市町村の計画作りということも18年度には始まるわけありますから、この17年の12月くらいまでには市町村のモデル計画なるものも私どもの方で作ってお示しをしたいなというふうに思っているところであります。(次のスライドをお願いします)

そこで、この国民保護の仕事であります。防災とも似ている部分が、自然災害対策とも似ている要素があるという話も申し

上げました。このスライドは、防災と国民保護の仕組みで、どこがどう違うのか、どこがどう似ているのかというようなことを示したものであります。いろいろ違います。国、県、市町村という流れで、むしろ国からの指示を待って対応していく部分が多いだろうと想定される国民保護の仕組みに対して、防災は、基本的には市町村が中心となって対応して、県、国がそれを補完していくという仕事ぶりでありまして、避難といっても自主的避難と、避難の誘導を国民保護ではきちっとしていくという点でも違います。

あるいは避難勧告をするのは自然災害では市町村長さんの仕事であります。「川が溢れそうだよ、従って避難をしてください」という場合は、これは市町村長さんの仕事であります。この国民保護の分野においては都道府県知事の仕事になっております。そういう相違点はありますが、かなり現実の現場での仕事、この市町村レベルの仕事ということに関しては、いろいろ類似してくる点も多いだろうというふうに思っております。

その中で大事な課題は何かということでもあります。それはまずは情報伝達をいかにスピーディーにするかということでもあります。昨年末のスマトラ沖の地震、大変な被害者が津波によって大変な多くの尊い命が奪われたわけでありましてけれども、それもいかに早く情報を伝えるかということにかかっていたわけでありまして。先程申し上げているようなミサイルが飛来するかもしれないというときに、仮に北の近隣国からということがもしあったとすると、到着す

るまで、被弾するまでの時間はわずか10分でありまして、やれることはかなり限られておりますが、とにかく情報を早く伝達するということが重要であります。

また、何らかの事態が生じた時というのは、情報手段がうまく使えなくなるような心配もあります。土曜日には東京で地震がありました。私も消防庁の職員ですから参集の命令があって参集したわけでありましてけれども、その時も、われわれの参集用の携帯電話は有線回路を通っておりますので、すぐ連絡が来ますけれども、一般の方々の携帯電話はほとんどパンク状態になってしまっているというようなこともあります。あるいは現実に電話を使う線が切られたり、携帯電話で連絡ができる鉄塔が倒れたりすると連絡ができない。そうしたことが実は中越地震でもあったわけでありまして、そういう意味で、情報を伝えるための代替手段、代替機能、例えば衛星携帯電話というのを各市町村は一つずつくらい持つとか、幾つか方法はあるかと思いますが、その情報伝達ということは今後非常に重要な課題であろうというふうに思っております。

そして避難をする際のいろいろな取り組みとしては、要援護者、高齢者の方、障害がある方、寝たきりの方を避難していただくのは大変なことであります。しかし現に先だつての三宅島の全島避難でも、そうした方から優先に避難をして、何とかうまくやり遂げているわけでありましてから、常に要援護者、援護しなければいけない方々の対策というのは頭に置いておく必要があります。

それと住民の方々、それぞれがいかにかその避難に関して理解をしているかということも大事なわけでありますから、事前の周知、あるいは訓練ということもあるべきだろうと思いますし、地域での自主防災組織、あるいは事業所単位、昼間仕事に行っているから関係ないよということではなくて、職場でも一定のこうした危機があったとき、災害があったとき、あるいはテロが起きたときの対応ということを中心に置いているか、置いてないか、これは大変重要な課題であろうというふうに思っております。

そういう事も含めて対応しなければいけないということになると、行政としては24時間対応できる体制というのが求められるわけであります。それをどういうふうに構築していくか、人的なこともそうですが、装備も含めて対応できるような体制というのが重要になってこようかというふうに思います。

そうしたこともありまして、先だって5月24日に開かれた（次のスライドをお願いします）経済財政諮問会議で麻生大臣から一つの提案を行っております。災害情報を瞬時に全国に伝達するシステムを何とか作るんじゃないかというわけであります。東京サイドでボタンを押すとミサイルが来るかもしれない、あるいは太平洋沿岸は津波に注意してくれと、沖縄までは津波が来るかもしれないから、何分以内に高台に逃げてくださいと言ったような情報を東京サイドでボタンを押すと市町村の防災行政無線を使って瞬時に住民の方々に連絡できるような、そういうシステムを構築しようじゃないかという提案をしております。仮にこ

ういう仕組みを作ろうとしたときにかかる経費は100億円程度でありまして、これは日本国全体の予算からすればたいした予算ではないから何とかしたいと我々も思っています。消防庁の予算だけではなかなか簡単ではありませんが、しかしこうした仕組みも含めて危機管理のレベルアップということをしていかなければいけない、そういう時代になってきているんだというふうに我々自身も思っております。

そこで多少沖縄の話に戻りますが、（次のスライドをお願いします）先ほど申し上げたように、国は指針を作り、県は計画を、市町村も計画をとということで摺り合わせながらやっていこうという意味だと申し上げました。3月に閣議決定されました基本指針の中で、実は沖縄県だけ固有名詞が9カ所出てきます。他の県の名前はどこにも出てきませんが、沖縄だけは出てくるわけがあります。それは相当大きな人口が、この離島であって、基地もある沖縄に存在していて、いろいろな課題というのは国が対応していかなければ対応できないだろうという前提に立っているからであります。

このスライド、次のスライドでありますけれども、避難の事であります。避難する場合に配慮しなければいけない地域特性として、沖縄県の例を挙げているわけであります。まずは、航空海上による避難のための運送手段の確保ということでありますけれども、ここに文書が書いてありますが、「国は沖縄県と連携協力して、沖縄関連路線にかかる航空機及び沖縄関連航路にかかる船舶等の優先的な確保を依頼するなどにより、避難に必要な航空機、船舶、飛行場

及び港湾の確保に努めるものとする。」と。主語は「国は」とありますから、沖縄で万が一そういう事がもしある事態になれば、国が責任を持ってきちとした方策を考えなければいけないことになっておりまして、そのことを閣議決定しているわけでありまして。

現在、この基本指針に基づいて、実際の具体的な対応に向けての考え方の整理、そしてその考え方の整理をした上で、避難する手段としてのキャパシティー、これを積み上げていって、実際にどういう方法が適当かどうか、こういう検討を今政府部内で行っているところであります。(次のスライドをお願いします)海上から航空機ということの関係でありますけれども、「国は自ら保有する航空機及び船舶により可能な限り避難住民を運送するものとする」ということで、もちろん民間の船、飛行機等もお願いするわけですが、それで足りなければ国として自衛隊、あるいは海上保安庁が協力して輸送するんだということを方針として示しているわけでありまして。

現に、大島の三原山が噴火したとき、全島避難をしました。41隻の船で一晩のうちに避難をしましたがけれども、このときに35隻は海上保安庁、あるいは自衛隊の船でありました。もちろん民間の船の方が大きい船であります。2,000人以上乗れるような船でありますから、民間の船の方が輸送力は大きかったわけでありましてけれども、いざれにしてもそういう実例もございます。

また、陸路についても、国、そして沖縄県が必要な情報の把握に努める。また県外で避難住民の受け入れをどうするかという

問題にも当然なるわけなので、そこも「国は沖縄県と連携協力して受け入れ態勢を整える」ということで、国が主語となっているわけでありまして、そういう意味では万が一のときは責任を持って国としてやらなければいけない。その枠組みを政府部内で検討はなされつつあるという状況であります。(次のスライドをお願いします)

そこで、今日はたぶん市町村の方も多いかと思えます。見ますと、消防の関係者の方もおられるかと思えますが、国民保護にかかる市町村の役割、もう1回整理をさせていただきたいと思えますけれども、平素何をするか、国民保護計画の策定、そしてこの国民保護計画を議論いただく国民保護協議会の運営、そして研修、あるいは訓練の実施、消防団や自主防災組織の育成ということが平素の取り組みとしてお願いしたいわけでありまして。

実際、事態が生じた場合どうするか。それは警報の速やかな伝達。避難住民を誘導、待避の指示や警戒区域の設定、安否情報の収集等ということになりますが、この待避の指示、警戒区域の設定というのは、実は非常に重要な要素があるものであります。というのも、この市町村長さん、あるいは都道府県知事さんの固有の権限として、緊急の事態になった場合において、市町村長さんの判断で、どこどこ地域の人はどこどこに避難、待避しなさい。あるいはこの地域は入っちゃいけませんよという警戒区域の設定ができます。どここの市ではそういう設定がなされたために人命が守られたと。どここの市では設定がなされなかったために被害があったというようなことにな

ると、これはなかなか大変な問題にもなりかねないという心配もありますが、この市町村長さん、あるいは都道府県知事さんの固有の権限については、むしろ地方の要望があって、この法律上入れ込んだものでもありまして、地域の現状を知っている首長さんの判断で住民を守ろうということも、この法律上盛り込まれているわけでありませう。(次のスライドをお願いします)

以下は、実際の攻撃類型に対してどう対応するかというものであります。時間も限られていますので簡潔に申し上げたいと思いますが、例えば弾道ミサイルの場合どうするか。弾頭が何かわからないわけでありませうから、しかも時間がないわけでありませうので、当初は屋内避難ということであり得なくて、できる限り堅牢な建物に避難をするというわけでありませう。そして避難した方々には必ず事後、当局から連絡をするので、その後で避難をするということになっていくということにおそらくなるだらう。そういうような避難の指示を、実は都道府県知事さんをお願いをするということになります。(次のスライドをお願いします)

ゲリラや特殊部隊の場合というわけでありませう。この場合も屋内に一時避難させる屋内待機という選択もあるかもしれませうが、あるいは早急にある地域の人は他の地域に避難をするということもあり得る選択肢であります。その場合に、先ほど申し上げました市町村長さんの固有の権限として警戒区域の設定をする、あるいは待避の指示をするといったような場合もあり得るだらうというふうにも思います。こうした指

示を都道府県知事さんがして、そして現場での誘導を市町村長さんが消防、あるいは警察連携のもとに対応していくということでありませう。(次のスライドをお願いします)

今まで申し上げたような枠組みというのは、国が事態を認定をして、その事態に対してどう対処していくかということで、多少わかりやすい構図なんですけれども、実はその事態の認定するような前の何か起きている、多数の人が亡くなっているようだと、テロでもあったのではないだらうか、というようなときの対応というのが、実は一番難しいわけでありませう。その時の対応はどうすべきかというわけでありませう。それはまずは国に第一報を入れていただきたい。他の地域で同様のことがあれば、それはテロだらうということになって、国として緊急事態だというふうに認定をして、緊急対応事態として対応していくということになり得るからであります。そして2番目は、連絡体制を密にして情報の整理をしてほしい。警察、消防、海上保安庁、自衛隊、あらゆる情報を首長のもとで、知事さんのもとで一元化して、整理して分析をしていただきたいというのが2番目でありませう。そして3番目に、国民保護法としての枠組みが動く事態認定にいたらない課程でも、消防法の災害対策基本法、幾つか使える仕組みがございますから、その仕組みに基づいて応急措置を講じてほしい。そのことによって被害を最小限化する取り組みをお願いしたい。その三本柱でお願いしたいという内容でありませうが、こうしたことも含めて、実は3月に都道府県モデル計画の中で、こ

うしたことも書かせていただいております。(次のスライドをお願いします)

各県の取り組みの状況であります。沖縄県でも、この6月議会で国民保護協議会設置条例が議会で可決をいただいております。全都道府県で条例が制定されたことになりました。そして指定地方公共機関、放送事業者、あるいは運送事業者等の指定がありますが、かなり進んでおります。44県で指定がなされております。3県では自前の計画案が公表されておりますが、ちょっとこのスライドは少し古い時点のもので恐縮なんですけど、7月22日には福井県と鳥取県が県の国民保護計画の国の協議を終えて、内閣として異議はないということで、福井県、鳥取県さんに、これでいいですねということでお答えを出しているわけがあります。そういうことで、各県の取り組みも進んでまいったところがあります。(次のスライドをお願いします)

そこで、今後の国民保護の取り組みということでもあります。市町村レベルの課題というのが一つの課題になってこようかと思えます。また、新しいシステムというの必要になってくるかと思っております。私どもとしては、先ほど申し上げた、全国に瞬時に警報を伝えるようなシステムを何とか検討していきたいというふうに思っております。そして、国民の方々に、何とかもう一歩でも二歩でも理解をいただく。こうしたフォーラムを通じてでも少しでも理解いただくということが重要だろうというふうに思っております。そして国と地方の合同訓練、11月の末に福井県で実働訓練、

10月の末には多くの都道府県の参加を得て、図上訓練を実施することにしておりますけれども、そうした訓練を通じながら、少しでも理解が進むこと、そうした取り組みが重要だろうというふうに思っております。

持ち時間を2分オーバーしております。本来ですとここで何人かの方々からご質問をいただきたいと思っておりますが、パネルディスカッションに私もおります。その際に今私が申し上げたことに対する疑問点、あるいはご意見も含めて、ご質問をお受けさせていただきたいというふうに思います。

ご静聴いただきましたことに感謝申し上げます。私の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会

青木先生、どうもありがとうございました。もう一度大きな拍手をお送りください。

(拍手)

国民保護って、いったいどういうことなんだろうかと、私も思っていたんですけれども、今のお話で、防災と国民保護の違いというのがよくわかりました。何か起こってしまったときの備えというふうに理解していいかと思えます。しかし、日本は縦に長い国です。また、島嶼地域も多く抱えています。特に沖縄県は周りを海に囲まれておりますし、基地の存在、また、中国や台湾など国境を接している地域でもあります。私たち県民一人ひとりが意識を高く持つことが、また必要だというふうに感じております。